

## 医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| ○初診時              | 1点 |
| ○再診時(3か月に1回に限り算定) | 1点 |

※マイナ保険証の有無に関わらず

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

アルペンリハビリテーション病院